

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月9日

【四半期会計期間】 第26期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野義友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 金木俊明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 金木俊明

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第3四半期連結 累計期間	第26期 第3四半期連結 累計期間	第25期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	19,563,981	17,783,166	25,973,774
経常利益 (千円)	108,334	256,546	154,541
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	56,578	138,504	92,038
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	102,637	192,516	215,917
純資産額 (千円)	2,002,556	2,214,673	1,984,626
総資産額 (千円)	13,011,025	12,058,142	11,328,330
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期(当期) 純損失金額() (円)	2.30	3.81	3.59
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	1.8	4.8	3.2

回次	第25期 第3四半期連結 会計期間	第26期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.93	4.98

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 第25期第3四半期連結累計期間及び第25期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第26期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 第25期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災からの企業の生産活動の急速な回復や、生活必需品を中心に節電や省エネ対策製品の需要増により、景気は持ち直しの動きを見せました。しかしながら過去最高水準の円高や世界経済の減速懸念、自然災害の発生などを不安要因として国内経済は足踏み状態が続き、雇用・所得環境の回復が進まないことから消費マインドは低調に推移いたしました。

当社グループが属する美容業界や衣料品業界におきましては、節電関連での一時的な需要増があったものの、猛暑や台風などの天候不順の影響もあり厳しい状況が続いております。

そのような状況のもと、当社グループは、第二創業の2年目となる当期におきましても、前期同様「ソフトと価値の提供」をテーマとした、商品以外のサービス・満足の提供を目指した施策を引続き実施し、来期以降の出店・拡大に向けたビジネスモデルの確立に取り組んでおります。

当第3四半期連結累計期間においては、スポーツ事業におけるユーザー体験イベントの開催数増、和装事業における「前染結び着方教室」の開催店舗拡大・生徒数の増加、美容事業における差別化メニュー「山野式ヘッドスパ」導入店増など、「ソフトと価値の提供」戦略を強化してまいりました。

店舗開発としては、美容事業において5月に1店舗の新規出店、6月に2店舗の既存店リニューアルを実施、スポーツ事業において9月に1店舗の新規出店を行い、期間限定営業を2店舗実施いたしました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は177億83百万円（前年同四半期比9.1%減）、前期の店舗閉鎖等により前年同四半期比では減収となりましたが、堀田丸正グループの構造改革により事業効率が向上し、営業利益は3億14百万円（前年同四半期比136.3%増）、経常利益は2億56百万円（前年同四半期比136.8%増）、四半期純利益は1億38百万円（前年同四半期は四半期純損失56百万円）と大きく改善いたしました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

1) 「美容事業」

美容事業につきましては、他社との差別化戦略として、ターゲットを明確化した店舗設計である「ファミリーサロン」「アンチエイジングサロン」への店舗改修や新規出店を実施しております。また他社との差別化メニューとして「山野式ヘッドスパ」のサービス提供を開始、当第3四半期連結累計期間においては37店舗に導入いたしました。美容業界において頭皮ケア関連の需要が伸びている中、「山野式ヘッドスパ」の獲得件数も順調に推移し、客単価が前年同四半期比増となるなどの成果が現れております。

当第3四半期連結累計期間においては、「ファミリーサロン」を5月に心齋橋に新規出店、「アンチエイジングサロン」へのリニューアルを6月に2店舗実施いたしました。また来期以降の出店を見据えた人財育成強化策として、インストラクター制度を導入し、新教育体制の構築に向けマニュアル制定を進めております。

美容事業を営む子会社は2月決算であるため、3月度震災発生後の来店客数の著しい減少や、計画停電による営業時間短縮などにより売上が落ち込み、4月以降は回復を見せたものの、猛暑や天候不順による外出控えなどにより、来客数、売上高ともに前年同四半期比減少となりました。

この結果、美容事業の売上高は、22億43百万円（前年同四半期比5.3%減）、セグメント利益は1億74百万円（前年同四半期比13.9%減）となりました。

2) 「スポーツ事業」

スポーツ事業につきましては、ソフトと価値の提供として 専門店ならではの提案力の強化、体験サービスイベントの開催、メンテナンスサービスの商品化、WEB通販の拡大を行っております。

例年実施しているウィンター大型催事WSSCでは、テレビやラジオなどのメディアを使った販促を集中的に実施、また本年は商品数よりも商品チョイスを重視した品揃えで例年よりもコンパクトに展開した結果、催事売上の売上総利益率が前年同四半期比で向上いたしました。

当第3四半期連結累計期間に実施した店舗開発としては、9月に「ヤマノスポーツ柏店」を新規オープンしたほか、期間限定の営業を夏季、冬季にそれぞれ1店ずつ営業しております。

この結果、前期における店舗閉鎖の影響や、原発事故の影響により夏季にマリンスポーツ、ダイビング関連の売上が伸び悩んだことにより、スポーツ事業の売上高は32億51百万円（前年同四半期比3.3%減）セグメント利益は28百万円（前年同四半期比64.2%減）となりました。

3) 「DSM事業」

DSM事業につきましては、ミシン点検サービスや布団の丸洗いクリーニングなどのサービス機能を拡充し、お客様との関係性の深耕に努め、催事集客強化による販売施策を行っております。また、1909プラザ事業部とショッピングプラザ事業部のシステム統合に伴い、ショッピングプラザ事業部においても積立会員の募集を6月より開始いたしました。

3月に発生した震災の影響により、第2四半期連結累計期間において催事の中止や延期が発生いたしました。取引先に働きかけ東北支援催事の追加開催などに取り組んだ結果、7月以降の催事販売売上が回復してまいりました。訪問販売につきましては、津波の被害があった地域や原発関連の区域での活動縮小や、消費意欲の減退により売上高は減少いたしました。

この結果、前期における事業所の統廃合の影響もあり、DSM事業の売上高は、27億17百万円（前年同四半期比10.5%減）となり、セグメント利益は69百万円（前年同四半期比50.2%減）となりました。

4) 「和装事業」

和装事業につきましては、店頭における着方教室「前楽結び着方教室」、きものパーティなど「着る機会の提供」、お手入れサービス「きものクリニック」の3施策を柱として、顧客の活性化、定着化に努めております。

当第3四半期連結累計期間においては、「前楽結び着方教室」を全40店舗中35店舗で開講、きものクリニックを37店舗で実施するなど、「ソフトと価値の提供」戦略を強化してまいりました。

昨年度より取り組んできた上記施策が奏功し、7月度に開催した年間最大の催事「Aiko japan」や西日本での「祇園祭」、また12月に3ヶ所で開催した「ファミリーセール」では売上高、客単価ともに前年を上回ることとなりました。また高級呉服売上の構成比が前年同四半期比で増加し、売上総利益率が改善いたしました。

この結果、前期における店舗閉鎖の影響もあり、和装事業の売上高は、20億55百万円（前年同四半期比15.3%減）となりましたが、セグメント利益は15百万円（前年同四半期はセグメント損失29百万円）と黒字転換いたしました。

5) 「卸売事業」

卸売事業につきましては、震災の影響から個人消費が低迷した事に加え、寝装部門において量販店との取組を見直したことにより売上高は減少いたしました。事業所の移転・統合による賃料の削減、前述の取引見直しに伴う物流コストの大幅な削減等により、利益は改善いたしました。

この結果、卸売事業の売上高は、59億81百万円（前年同四半期比10.3%減）となりましたが、セグメ

ント利益は63百万円（前年同四半期はセグメント損失52百万円）となりました。

6) 「宝飾事業」

宝飾事業につきましては、店外大型催事への参加や店頭催事の絞込みなど事業効率の向上に努めてまいりました。また、金相場の高騰により地金買取が増加した影響もあり、セグメント利益は前年同四半期を上回り黒字転換いたしました。

この結果、前期における店舗閉鎖の影響もあり、宝飾事業の売上高は、8億68百万円（前年同四半期比4.7%減）となり、セグメント利益は27百万円（前年同四半期はセグメント損失5百万円）となりました。

7) 「その他の事業」

その他の事業の事業内容は、主にかねもり事業部の代理店を通じた呉服等を中心とした催事販売、RC卸事業部の健康器具卸、堀田（上海）貿易有限公司の意匠撚糸の販売、株式会社アールエフシー及び株式会社ヤマノ1909セイビングの前払式特定取引業による手数料収益であります。

その他の事業の売上高は、平成22年5月に化粧品卸事業を譲渡した影響により、6億64百万円（前年同四半期比16.3%減）となりましたが、セグメント損失は9百万円（前年同四半期はセグメント損失84百万円）と改善いたしました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社または提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	87,999,900
A種優先株式	50
B種優先株式	50
計	88,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,497,058	34,497,058	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
A種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注1.2)
B種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注1.3)
計	34,497,060	34,497,060		

(注) 1 A種優先株式1株は、現物出資(社債100,000千円)によるものであります。また、B種優先株式1株は、現物出資(社債211,131千円)によるものであります。

2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「A種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()A種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。)から解散日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

A種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、2013年9月30日以降いつでも、A種優先株式全部を下記の定める金額(以下「A種優先株式償還請求価額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、A種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、A種優先株主からA種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、A種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「A種優先株式強制償還請求価額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式強制償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するA種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

3 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株式の株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「B種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日でかつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてB種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

B種優先株式1株あたりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「B種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、B種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「B種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。B種残余財産分配額は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()B種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。))から解散日の前日(同日を含む。))までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

B種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

B種優先株主は、2014年9月30日以降いつでも、B種優先株式全部を下記の定める金額(以下「B種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「B種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、B種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、B種優先株主からB種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。))から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、B種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「B種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により

決定する。「B種優先株式強制償還請求価額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するB種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、B種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日 (注)	1,610,000	34,497,060	26,691	1,602,921	26,691	716,585

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1 B種優先株式 1		「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。 (注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,870,200	328,702	(注) 2
単元未満株式	普通株式 958		
発行済株式総数	32,887,060		
総株主の議決権		328,702	

(注) 1 A種優先株式及びB種優先株式は、普通株式の転換請求権がないため議決権はありません。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,800株(議決権の数48個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木1-30-7	15,900	-	15,900	0.05
計		15,900	-	15,900	0.05

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,786,979	2,018,359
受取手形及び売掛金	2,513,629	2,927,205 ²
商品及び製品	2,761,590	3,080,579
仕掛品	23,015	12,636
原材料及び貯蔵品	82,216	92,623
その他	390,647	290,591
貸倒引当金	90,212	74,716
流動資産合計	7,467,866	8,347,279
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,962,278	1,908,671
減価償却累計額	1,220,375	1,205,803
建物及び構築物(純額)	741,903	702,868
機械装置及び運搬具	39,750	33,086
減価償却累計額	37,675	31,944
機械装置及び運搬具(純額)	2,074	1,142
工具、器具及び備品	670,107	643,765
減価償却累計額	607,219	590,762
工具、器具及び備品(純額)	62,887	53,003
土地	982,245	981,322
リース資産	14,262	27,277
減価償却累計額	1,942	4,823
リース資産(純額)	12,320	22,453
有形固定資産合計	1,801,431	1,760,789
無形固定資産		
その他	90,088	70,946
無形固定資産合計	90,088	70,946
投資その他の資産		
投資有価証券	152,694	115,715
長期貸付金	72,131	60,805
敷金及び保証金	1,651,351	1,569,321
その他	870,663	854,606
貸倒引当金	777,897	721,322
投資その他の資産合計	1,968,943	1,879,126
固定資産合計	3,860,463	3,710,862
資産合計	11,328,330	12,058,142

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,138,162	4,046,711 ²
短期借入金	2,152,815	2,137,002
1年内返済予定の長期借入金	234,453	218,845
1年内償還予定の社債	187,500	111,250
未払金	971,351	867,646
前受金	953,798	1,000,283
未払法人税等	79,560	62,693
賞与引当金	20,300	21,294
返品調整引当金	20,184	17,005
ポイント引当金	77,048	68,645
株主優待引当金	4,101	4,101
その他	660,535	668,301
流動負債合計	8,499,811	9,223,781
固定負債		
社債	111,250	-
長期借入金	153,035	62,404
長期未払金	227,553	311,190
繰延税金負債	951	727
退職給付引当金	96,837	15
資産除去債務	174,304	174,169
負ののれん	26,791	16,453
その他	53,169	54,727
固定負債合計	843,892	619,687
負債合計	9,343,703	9,843,468
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,573,246	1,602,921
資本剰余金	1,997,697	2,027,372
利益剰余金	3,115,932	2,977,428
自己株式	3,019	3,019
株主資本合計	451,992	649,847
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,391	5,143
為替換算調整勘定	79,726	66,619
その他の包括利益累計額合計	90,117	71,763
新株予約権	1,044	-
少数株主持分	1,621,707	1,636,589
純資産合計	1,984,626	2,214,673
負債純資産合計	11,328,330	12,058,142

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	19,563,981	17,783,166
売上原価	11,626,936	10,641,233
売上総利益	7,937,044	7,141,933
販売費及び一般管理費	7,804,032	6,827,568
営業利益	133,012	314,364
営業外収益		
受取利息	6,091	4,848
受取地代家賃	13,132	14,325
協賛金収入	11,099	10,282
負ののれん償却額	20,387	10,559
その他	64,501	43,884
営業外収益合計	115,211	83,899
営業外費用		
支払利息	105,927	94,579
手形売却損	999	856
その他	32,962	46,282
営業外費用合計	139,889	141,717
経常利益	108,334	256,546
特別利益		
固定資産売却益	5,860	5,961
投資有価証券売却益	719	-
貸倒引当金戻入額	5,468	-
債務免除益	17,388	-
その他	22,907	1,024
特別利益合計	52,345	6,986
特別損失		
固定資産売却損	530	-
固定資産除却損	5,124	7,549
減損損失	2,533	741
店舗閉鎖損失	26,722	7,915
事務所移転費用	-	10,819
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	104,973	-
その他	37,957	14,157
特別損失合計	177,841	41,183
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	17,161	222,349
法人税、住民税及び事業税	59,556	48,784
法人税等合計	59,556	48,784
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	76,718	173,565
少数株主利益又は少数株主損失()	20,140	35,060
四半期純利益又は四半期純損失()	56,578	138,504

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	76,718	173,565
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,575	6,157
為替換算調整勘定	19,343	12,794
その他の包括利益合計	25,919	18,951
四半期包括利益	102,637	192,516
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	81,136	156,157
少数株主に係る四半期包括利益	21,501	36,359

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																		
1. 受取手形割引高 45,097千円 受取手形裏書高 30,833千円	1. 受取手形割引高 75,885千円 受取手形裏書高 18,804千円																		
2.	2. 第3四半期連結会計期間末日満期手形 第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日満期手形が第3四半期連結会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 53,197千円 支払手形 351,364千円																		
3. 偶発債務 債務保証 堀田丸正株式会社は、次の協同組合について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	3. 偶発債務 債務保証 堀田丸正株式会社は、次の協同組合について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保証先</th> <th style="text-align: center;">金額(千円)</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協同組合東京ベ ・マルシェ</td> <td style="text-align: center;">84,000</td> <td style="text-align: center;">借入債務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">84,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額(千円)	内容	協同組合東京ベ ・マルシェ	84,000	借入債務	合 計	84,000		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保証先</th> <th style="text-align: center;">金額(千円)</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協同組合東京ベ ・マルシェ</td> <td style="text-align: center;">95,440</td> <td style="text-align: center;">借入債務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">95,440</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額(千円)	内容	協同組合東京ベ ・マルシェ	95,440	借入債務	合 計	95,440	
保証先	金額(千円)	内容																	
協同組合東京ベ ・マルシェ	84,000	借入債務																	
合 計	84,000																		
保証先	金額(千円)	内容																	
協同組合東京ベ ・マルシェ	95,440	借入債務																	
合 計	95,440																		
4. 財務制限条項等 下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。	4. 財務制限条項等 下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。																		
(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金については、下記の条項が付されております。 なお、平成22年3月31日付で、当該借入金は短期借入金に切替えており、平成23年3月31日現在の残高は152,748千円であります。 基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。 営業利益並びに経常利益が赤字になったとき。 自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。 その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。	(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金については、下記の条項が付されております。 なお、平成22年3月31日付で、当該借入金は短期借入金に切替えており、平成23年12月31日現在の残高は131,772千円であります。 基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。 営業利益並びに経常利益が赤字になったとき。 自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。 その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。																		
(2) 平成20年9月26日締結の社債200,000千円(うち、1年内償還予定社債100,000千円)については、出資維持等に一定の制限が設けられております。	(2) 平成20年9月26日締結の社債100,000千円(うち、1年内償還予定社債100,000千円)については、出資維持等に一定の制限が設けられております。																		

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
(3) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金156,492千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。	(3) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金104,328千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれん償却費は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
減価償却費	109,416千円	減価償却費	106,818千円
負ののれん償却費	20,387千円	負ののれん償却費	10,559千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	美容	スポーツ	D S M	和装	卸売
売上高					
外部顧客への売上高	2,368,465	3,360,755	3,035,001	2,426,141	6,668,596
セグメント間の内部売上高 又は振替高					145,860
計	2,368,465	3,360,755	3,035,001	2,426,141	6,814,457
セグメント利益又は損失()	202,902	79,765	138,880	29,156	52,556

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	910,956	18,769,917	794,063	19,563,981		19,563,981
セグメント間の内部売上高 又は振替高		145,860	18,901	164,762	164,762	
計	910,956	18,915,778	812,965	19,728,743	164,762	19,563,981
セグメント利益又は損失()	5,438	334,396	84,659	249,736	116,724	133,012

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融事業及びその他事業等を含んでおりません。

2 セグメント利益の調整額 116,724千円には、セグメント間取引消去17,442千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 139,521千円及び棚卸資産の調整額5,353千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位：千円)

	美容	スポーツ	D S M	和装	卸売	宝飾	その他	全社・消去	合計
減損損失				1,146		1,201	185		2,533

(注) その他の金額はすべてその他事業に係る金額であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	美容	スポーツ	D S M	和装	卸売
売上高					
外部顧客への売上高	2,243,893	3,251,137	2,717,827	2,055,596	5,981,547
セグメント間の内部売上高 又は振替高					96,108
計	2,243,893	3,251,137	2,717,827	2,055,595	6,077,656
セグメント利益又は損失()	174,789	28,576	69,157	15,785	63,089

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	868,246	17,118,247	664,918	17,783,166		17,783,166
セグメント間の内部売上高 又は振替高		96,108	14,758	110,867	110,867	
計	868,246	17,214,356	679,677	17,894,034	110,867	17,783,166
セグメント利益又は損失()	27,076	378,473	9,670	368,803	54,438	314,364

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントである金融事業及びその他事業等を含んでおりま
す。

2 セグメント利益の調整額 54,438千円には、セグメント間取引消去1,285千円、各報告セグメントに配分して
いない全社費用 57,905千円及び棚卸資産の調整額2,181千円が含まれております。全社費用は、主に報告セ
グメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:千円)

	美容	スポーツ	D S M	和装	卸売	宝飾	その他	全社・消去	合計
減損損失				741					741

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	2円30銭	3円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	56,578	138,504
普通株主に帰属しない金額(千円)	11,720	11,720
(うち 優先配当額)(千円)	(11,720)	(11,720)
普通株式に係る四半期純利益又は普通株式に係る四半期純損失()(千円)	68,299	126,783
普通株式の期中平均株式数(千株)	29,669	33,254

- (注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

当社は、平成24年2月8日開催の取締役会において、当社グループの組織再編について、下記のとおり基本方針を決議しております。

- (1) 当社の和装事業を、連結子会社である堀田丸正株式会社が100%出資する新設会社へ事業譲渡いたします。
- (2) 連結子会社である株式会社マイスタイル、株式会社ヤマノジュエリーシステムズを、当社が吸収合併いたします。
- (3) 前払式特定取引業による商品取次を行う、連結子会社の株式会社ヤマノ1909セイビングと株式会社アールエフシーを合併いたします。

1. 本事業再編の目的

当社グループが属する小売・卸売業界においては、先行きの不透明感から停滞感も漂い、企業経営にはより一層の創意工夫、スピード感、著しい環境変化への対応力が求められております。そのような状況のもとで、事業グループを再編・集約し、効率化とシナジーを実現することによって企業価値の向上を図るため、今般の組織再編に関する基本方針を決議いたしました。

2. 本事業再編の概要及び日程

(1) 当社和装事業の事業譲渡の概要

譲渡先である設立会社（HMリテーリングス株式会社）の概要

商号	HMリテーリングス株式会社
本店所在地	東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 山野彰英 代表取締役社長 山野義友
事業内容	和装品等の販売
資本金の額	100,000千円
設立年月日	平成24年3月1日（予定）
大株主及び持株比率	堀田丸正株式会社 100%

譲渡する事業の内容

和装品等の販売 40店舗

譲渡の時期

平成24年4月1日（予定）

法的形式を含む事業譲渡の概要

当社連結子会社である堀田丸正株式会社が100%出資する新設会社への簡易手続による事業譲渡

なお、(2)及び(3)の企業結合の概要及び時期等の詳細につきましては未定であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

株式会社ヤマノホールディングス
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星山和彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白井聡 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年2月8日の取締役会において、グループの組織再編について下記の基本方針を決議した。

会社の和装事業を連結子会社である堀田丸正株式会社から100%出資する新設会社へ事業譲渡する。
連結子会社である株式会社マイスタイルと株式会社ヤマノジュエリーシステムズを会社が吸収合併する。

前払式特定取引業による商品取次を行う連結子会社の株式会社ヤマノ1909セイビングと株式会社アールエフシーを合併する。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。